

令和6年第8回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年8月16日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年8月16日(金)
午後1時30分から午後2時03分まで

2. 出席委員(20名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	加藤 博一	5 番	岡沢 聡	6 番	稲野 実
7 番	釋 巖	8 番	東浦 有治	10 番	生田 梨恵
11 番	藤井 照三	12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美
14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男
17 番	長澤 陽子	18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明
20 番	西田 清明	21 番	中井 博幸		

3. 欠席委員(1名)

9 番 長澤 均

4. 会議録署名委員

6 番 稲野 実 7 番 釋 巖

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	室長補佐	橋本 英樹
参 事	山岸 健史	主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

- 第 4 4 号 議 案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
- 第 4 5 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
- 第 4 6 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 4 7 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 4 8 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 4 9 号 議 案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(一括方式)の作成の件
- 報 告 第 3 3 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報 告 第 3 4 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 3 5 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 3 6 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定届出受理)
- 報 告 第 3 7 号 事務処理の報告の件 (農業用施設設置報告受理)
- 報 告 第 3 8 号 農地等状況報告の件

令和6年第8回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

議 長	それでは、ただ今から、令和6年第8回箕面市農業委員会総会を開会いたします。 着座にて、進行させていただきます。 この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
事 務 局	希望者はございません。
議 長	次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
事 務 局	出席状況をご報告いたします。 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。 なお、長澤均委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
議 長	それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	それでは、6番 稲野委員さん、7番 釋委員さんをお願いします。 案件に入ります前に、令和6年第7回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
事 務 局	先月7月18日開催の総会で、採決されました第36号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。 その内容は、萱野地区の農地を[]に転用するという案件でした。

7月19日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、7月23日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

では、案件に入ります。

日程第2、第44号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第44号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

被相続人は、[REDACTED]氏、所有面積は[REDACTED]平方メートルです。

相続人の住所は、被相続人と同一で、[REDACTED]氏、生年月日は、[REDACTED]、相続開始年月日は[REDACTED]、適用面積は[REDACTED]平方メートル、被相続人との続柄は[REDACTED]です。

適用農地につきましては、稲[REDACTED]、地目は台帳、現況ともに[REDACTED]、面積は[REDACTED]平方メートル、他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆で、面積の合計は[REDACTED]平方メートル、全筆市街化調整区域です。

以上、第44号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員

第44号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]周辺に点在する合計[REDACTED]筆の農地です。

申請人の[REDACTED]氏は、[REDACTED]に、所有者であった[REDACTED]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[REDACTED]氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。
次に、日程第3、第45号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第45号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。
買取り申出する土地は、小野原東■■■■、地目は、台帳■■、現況■■面積は■■平方メートルです。
主たる従事者は、■■■■氏、申出人は■■■■氏、申出事由は■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。
以上、第45号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、稲野委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

稲野委員 第45号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地は、■■■■北隣の農地です。
申出人の■■■■氏は、■■■■に、生産緑地を耕作されていた■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。
生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作・管理をされていたことを確認しました。
証明書の発行には問題はないものと思います。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承

認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第46号議案から日程第6、第48号議案は、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第4、第46号議案及び日程第5、第47号議案は借り手が同一で関連しますので一括して議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第46号議案及び第47号議案の説明に先立ちまして、第46号議案から第48号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら3件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第46号議案及び第47号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

第46号議案の申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

第47号議案の申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は、両議案とも■■■■■■■■■■氏です。

貸し手は、第46号議案は■■■■■■■■■■氏、第47号議案は、■■■■■■■■■■氏で、設定する利用権の種類は第46号議案は賃借権（解除条件付）、第47号議案は使用貸借権（解除条件付）、設定期間はともに、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの継続案件です。

以上、第46号議案及び第47号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中久保委員さんに調査内容の報告をお願いします。

中久保委員

第46号議案及び第47号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[] から南約 [] メートルの東側に位置する農地です。

貸し手は、第46号議案は、[] 氏、第47号議案は、[] 氏で、現在、申請地におきましては、借り手の [] 氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

[] 氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第6、第48号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第48号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は、石丸 [] 地目は、台帳 []、現況 []、面積は [] 平方メートル他 [] 筆、合計 [] 筆、面積の合計は [] 平方メートルです。

借り手は、[] 氏です。

貸し手は、[] 氏で、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの継続案件です。

以上、第48号議案のご説明といたします。

議 長	本件につきまして、藤井委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。
藤井委員	第48号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、■■■■の南約■■メートルに位置する■■筆の農地です。 貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。 この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。 ■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。 本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。 以上で調査内容の報告を終わります。
議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。 次に、日程第7、第49号議案、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）の作成の件を議題といたします。 本件につきまして事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました第49号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。 本件は、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき委員会として要請を行うため、その内容の決定を行うものです。 申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。 借り手は、■■■■氏、農地中間管理機構は、■■■■

大阪府中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部和人氏、貸し手は、[REDACTED]氏です。

設定する権利の種類は、賃借権、設定期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日までの継続案件です。

以上、第49号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、中久保委員さんから調査内容の報告をお願いします。

中久保委員 第49号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]から南約[REDACTED]メートルの東側に位置する[REDACTED]筆の農地です。

貸し手は、[REDACTED]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[REDACTED]氏が、農地中間管理事業にもとづき、権利設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き農地中間管理事業の権利設定を行うものです。

[REDACTED]氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。よって、本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり農用地利用集積等促進計画を決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第33号から報告第37号の5件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第8、報告第33号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

氏です。

譲渡人は、氏
、他名、転用目的はとなっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年7月25日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第34号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いします。

加藤委員

報告第34号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、の東約メートルに位置する農地です。

譲渡人は、で、譲受人のが、
を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側は、西側及び北側は、南側はとなっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第10、報告第35号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第35号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、坊島、地目は、台帳、現況、面積は
平方メートルです。

譲受人は、氏です。

譲渡人は、
氏、転用目的はとなっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年7月26日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第35号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、西尾委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

西尾委員

報告第35号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する土地です。

譲渡人は、[]で、届出地においては、以前から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、譲受人の[]氏への5条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、農地はなく問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第11、報告第36号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第36号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は、小野原東[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

被設定人は、[]です。

設定人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年8月1日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第36号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、稲野委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

稲野委員

報告第36号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の西約[]メートルに位置する農地です。

設定人は、[]氏で、被設定人の[]が、[]を建築するため使用貸借権を設定するものです。

周辺につきましては、西側は[]、東側及び北側は[]、南側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 次に、日程第12、報告第37号、事務処理の報告の件（農業用施設設置報告受理）を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました報告第37号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は21ページからでございます。

報告地は、稲[]、地目は台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルの内、設置面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、施設の概要は[]及び[]です。

周辺につきましては、北側・東側・西側は[]、南側は[]、となっており、周辺に農地が無いことや自己の耕作へ影響がないものと思われることから、本届出につきまして、令和6年7月3日に受理したものです。

以上、報告第37号のご説明といたします。

議 長 それでは、ただいま報告のありました5件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第13、報告第38号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事 務 局 〈次回日程について報告〉

議 長 これをもちまして令和6年第8回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時03分)

上記は、令和6年第8回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稲垣 恵一

署名委員 稲野 実

署名委員 釋 巖